

# 業務仕様書

## 1 業務名

札幌ドーム電力量計交換業務

## 2 業務概要

札幌ドームに設置されているテナント電力使用料積算用の電力量計について検定証の有効期間により交換する。

## 3 履行場所

札幌ドーム(札幌市豊平区羊ヶ丘1番地)

## 4 履行期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

※現地作業の実施にあたっては、作業日時や方法を施設側と十分に協議し、イベントやその準備、他の点検作業等の邪魔にならないように交換すること。

※履行期間内にマニフェスト伝票(E票も含む)の写しを提出し、完了期限までに最終処分が終了したことを示すこと。

## 5 業務内容

### (1) 札幌ドームテナント電力使用料積算用電力量計交換(試験調整含む)

#### ・店舗(2)(北ゲート付近):

電子式屋内耐候型普通電力量計(三相3線式、変成器付、発信装置付)

A7EA-RS31型 相当品 1台

#### ・売店(14)(北ゲート付近):

電子式屋内耐候型普通電力量計(三相4線式、変成器付、発信装置付)

A8JA-RLS31型 相当品 1台

電子式屋内耐候型普通電力量計(三相3線式、変成器付、発信装置付)

A7EA-RS31型 相当品 1台

※各電力量計交換の際は必要な分の電線 HIV100sq も交換すること。

※既設中央監視装置(アズビル(株)製)へ信号を発信しているため、交換作業後にメーカー立会いで試験調整を行い機器が正常に作動することを確認すること。

## 6 産業廃棄物処理

(1) 今回撤去及び取り外した機器や部品等は、関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。

(2) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写しを提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

## 7 提出書類

以下のとおり提出すること。

| 提出時期  | 書類名   | 備考   |
|-------|---|--|
| 現場着手前 | 業務計画書<br>・工程表、納入仕様書等                            | ・担当職員の承諾を受けた後に現場着手すること   |
| 完了時   | 業務報告書<br>・完成図<br>・試験成績書<br>・写真帳<br>・マニフェスト伝票の写し | ・写真については、機器(新・旧)、作業(前・中・後)を基本とする<br>・マニフェスト伝票については履行期間内にE票も含めて提出すること |
|       | 完了届   |  |

※提出部数は原則各2部とするが、対象施設が複数の場合は業務全体をまとめた完成図書を1部と、各施設別にまとめた完成図書を1部ずつ提出すること。

※紙媒体のほか、電子データについてもCD-R等にて提出すること。

### その他

- (1) 今回使用する部品については、事前に承諾図を提出し承諾を得ること。
- (2) 本作業に必要な仮設、照明、工事用動力、用水、試運転調整及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。
- (4) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。
- (5) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (6) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。